

# 山梨県公報

第二千四十六号

平成二十二年

六月三日

木曜日

## 目次

液化石油ガス販売事業者の認定	三五二
平成二十二年地籍調査事業計画の決定	三五二
道路の区域変更(二件)	三五二
道路の供用開始	三五二
公告	三五二
随意契約の相手方の決定について	三五二
基本測量の終了	三五二
教育委員会	三五二
山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則	三五三
正誤	三五三
平成二十二年三月三十一日付号外第二十二号中	三五三

## 告示

### 山梨県告示第二五五号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)第三十五条の六第一項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第八十八条第二項の規定により告示する。

平成二十二年六月三日

山梨県知事 横内正明

- 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名 梨北農業協同組合 代表理事 組合長 堀川千秋
- 住所 韮崎市一ツ谷千八百九十五番地

### 山梨県告示第二六六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により平成二十

二年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。  
平成二十二年六月三日

山梨県知事 横内正明

### 一 調査を行う者の名称

甲府市、山梨市、大月市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、道志村、忍野村及び富士河口湖町

### 二 調査地域

甲府市愛宕町、東光寺町、東光寺二丁目、東光寺三丁目及び東光寺三丁目各一部、城東一丁目、城東二丁目、城東三丁目、城東四丁目、城東五丁目、中央三丁目及び中央五丁目各一部、山梨市牧丘町西保中及び三富川浦の各一部、大月市大月町花咲の一部、南アルプス市下今諏訪の一部、甲斐市上福沢、神戸、安寺、上芦沢、下芦沢及び平見城の各一部、笛吹市芦川町鷺宿の一部、上野原市秋山の一部、甲州市塩山牛奥の一部、西八代郡市川三郷町大塚の一部、南巨摩郡早川町保の一部、南巨摩郡身延町三沢、常葉、身延、小田船原及び寺沢の各一部、南巨摩郡南部町福士及び万沢の各一部、南都留郡道志村大栗、小善地及び椿の各一部、南都留郡忍野村忍草の一部並びに南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺の一部

### 三 調査期間

平成二十二年五月二十五日から平成二十三年三月三十一日まで

### 山梨県告示第二七七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十二年六月二十四日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十二年六月三日

山梨県知事 横内正明

- 道路の種類 県道
- 路線名 栗合成田線
- 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
先から	笛吹市御坂町栗合字山ノ神一六三番の一地	旧	八・五	五四・〇

笛吹市御坂町栗谷字山ノ神一五七番の一地  
先まで

新	八・五 十三・五	五四・〇
---	-------------	------

山梨県告示第二〇八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十二年六月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月三日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三九号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
大月市七保町瀬戸字入川一七五二番の三地 先から 大月市七保町瀬戸字大沢二二三五番の五地 先まで	四・二丁 二七・五	九・一丁 四七・四	一〇二七・〇 九〇一・〇

山梨県告示第二〇九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十二年六月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月三日

山梨県知事 横内正明

公 告

● 随意契約の相手方の決定について  
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十二年六月三日

山梨県知事 横内正明

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量  
電子入札・公共事業総合管理システム サーバ統合に伴う移行業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県県土整備部県土整備総務課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日  
平成二十二年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社・株式会社YSKe com・東日本電信電話株式会社 山梨県電子入札・公共事業総合管理システム共同企業体 山梨県甲府市相生二丁目三番十六号
- 五 契約金額  
六千九百九十三万円
- 六 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 基本測量の終了

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	一三三七号	南都留郡富士河口湖町船津字上ノ段三七二七番の一地先から南都留郡富士河口湖町船津字上ノ段三七五三番の一地先まで	一一三二・五	平成二十二年六月三日

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、平成二十二年五月十三日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十二年六月三日

山梨県知事 横内 正明

- 一 作業種類 基本測量（機動観測）
- 二 作業期間 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで
- 三 作業地域 富士吉田市及び南都留郡鳴沢村

## 教育委員会

### 山梨県教育委員会規則第十号

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年六月三日

山梨県教育委員会

委員長 須田 清

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則

山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表山梨県立北杜高等学校の項中、「理数科」を削り、同表山梨県立韮崎工業高等学校の項中、「理数工学科」を削り、「システム工学科」の下に、「制御工学科」を加え、同表山梨県立上野原高等学校の項中、「全日制」の下に、「単位制」を加え、「普通科、理数科」を「総合学科」に改める。

### 附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 山梨県立北杜高等学校の理数科、山梨県立韮崎工業高等学校の理数工学科並びに山梨県立上野原高等学校の普通科及び理数科は、この規則による改正後の山梨県立高等学校学則別表の規定にかかわらず、平成二十三年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

## 正誤

ページ 段 行 誤 正

平成二十二年三月三十一日山梨県条例第二十五号（山梨県県税条例の一部を改正する条例）

同 五 同 上  
終わりから五  
終わりから六

施行日

この条例の施行の日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番